平成２８年（フ）第５５５号
札幌市北区篠路２条４丁目１番８号
債務者　株式会社コバスイ
代表者代表取締役　小林　　基
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４８号
札幌市北区北37条西４丁目４番６号
債務者　株式会社プラスチック商事
代表者代表取締役　遠藤　行弘
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０３号
千葉県市川市市川１丁目21番７号
債務者　シンボリック・コントロール株式会社
代表者代表取締役　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０４号
千葉県市川市市川１丁目21番７号
債務者　株式会社アイスリーネット
代表者代表取締役　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１５号
千葉県船橋市本町６丁目２番20号
債務者　株式会社モナド
代表者代表取締役　亀井　隆郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
新潟県糸魚川市蓮台寺１丁目４番８号
債務者　有限会社マルキチ
代表者代表取締役　近藤　隆幸
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見竹　泰人
4　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後３時
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４６号
広島県福山市王子町２丁目８番20号
債務者　株式会社アパレル・ルック
代表者代表取締役　塩出　敏明
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　直子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４５４号
横浜市港南区芹が谷１丁目17番４号　グレース92　201
債務者　山崎　寿子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月15日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
島根県大田市川合町川合1574番地
債務者　岡田　昭夫
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大國　暢子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６１２号
横浜市保土ケ谷区帷子町１丁目４番地１　ライオンズプラザ保土ケ谷405号
債務者　田中友一郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４５号
名古屋市中川区押元町１丁目19番地の４　レジデンスアポロ401号
債務者　森下　義則
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１号
島根県出雲市小山町462番地７　小山県営住宅４―445
債務者　曽田　真紀
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１７号
島根県大田市大田町大田イ376番地２　雪見荘
債務者　三宅　利憲
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１８号
島根県出雲市斐川町上直江1523番地
債務者　陶山　君代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２４７号
埼玉県川口市西青木１丁目12番７号　いなばビル403号
債務者　田中　理絵
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係